

# 岐阜県第二子以降出産祝金のご案内

出産、おめでとうございます。  
第二子以降の子を出産された方に祝金を支給します。

山県市内にお住まいで第二子以降の子が生まれた世帯に対し、  
「**10万円の祝金**」を支給いたします。

## 1. 対象児童

令和5年4月1日以降に出生した第二子以降の児童

## 2. 申請者（以下の条件を全て満たす方）

- ① 対象児童を出産した母又はその配偶者で**市内**に対象児童の出生日に対象児童と同一の住所を有する方
- ② 対象児童の出生日に、対象児童以外の児童（※）を養育している方  
※18歳に到達してから最初の3月31日までの者

## 3. 支給額

対象児童1人につき、10万円を支給します。

## 4. 申請方法

岐阜県第二子以降出産祝金を受け取るには**申請が必要**です。  
申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、対象児童の出生日後の6か月以内に申請してください。  
申請書で指定した口座に振り込みます。

## 5. 必要書類

- 申請者の本人確認書類（顔写真付きのもの）
- 申請書
- 戸籍謄本（対象児童以外の児童が1人でも別居している場合）
- 申請者名義の振込先口座確認書類  
（通帳、キャッシュカードのコピー等）

山県市役所 子育て支援課 「給付金担当」  
〒501-2192 岐阜県山県市高木 1000番地1  
電話：0581（22）6839